

徳島県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和二年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

282	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		大井南島	阿南市加茂町前田五二番一 地 先から 同 不け前四二番一 地先まで	五七九・三	令和二年七月十四日